

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成20年9月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成20年7月15日付鳥取県告示第510号）の内容  
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

金田定次郎	西伯郡大山町豊房字北原448の2
松井 健彦	西伯郡大山町豊房字西屋敷1610
松井福太郎	西伯郡大山町豊房字荒神ノ前1613
宮本儀三郎	西伯郡大山町豊房字上ノ田林2145の2
宮永 庫久	西伯郡大山町豊房字下中島林2147
田中幸太郎	西伯郡大山町豊房字下中島林2148の2
田中ちょう	西伯郡大山町豊房字向林ノ二2128
宮本 綾子	西伯郡大山町前字倉井561の18
〃	西伯郡大山町前字倉井561の22
伊澤 はる	西伯郡大山町赤松字滝坂ノ下963
伊沢房次郎	西伯郡大山町赤松字滝坂ノ下964
椎木多四郎	西伯郡大山町赤松字滝坂ノ下970の1
地頭 義正	西伯郡大山町赤松字清水ケ平ル1112
伊澤麻太郎	西伯郡大山町赤松字清水ケ平ル1113
持田辨太郎	西伯郡大山町赤松字清水ケ平ル1115
椎木多四郎	西伯郡大山町赤松字水尻1122
秋本国太郎	西伯郡大山町赤松字水尻1132
宮永仁十郎	西伯郡大山町赤松字水尻1134
池本為五郎	西伯郡大山町赤松字水尻1136
本伊 民蔵	西伯郡大山町赤松字水尻1137

西伯郡大谷溜 池普通水利組 合	西伯郡大山町長田字免賀手1050の12
-----------------------	---------------------

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 大山町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課